多重債務者の生活再建を妨害する CFJ合同会社に対する抗議声明

2009年7月11日 全国クレジット・サラ金問題対策協議会拡大幹事会

CFJ合同会社(以下、「CFJ」という。)は、本年初めころより、借主側が、法定残元金について一括あるいは分割にて全額支払う旨の和解提案をしているにもかかわらず、経過利息または将来利息の徴求に固執し、和解にいたらないときには貸金返還請求訴訟を提起するようになった。

任意整理に際しては、取引履歴の開示後、法定残元金を把握し、過払金が生じる場合にはそれを回収したうえで、借入金債務が残る場合には残元金について支払う旨の和解をするというのが、1996年のいわゆる東京三弁護士会基準である。これは、多重債務者の経済的更生の必要性と、多重債務者の発生がそもそも業者側の利息制限法違反の業態によりもたらされたものであるという認識のもとに定められたものである。2000年には、日弁連消費者問題対策委員会、公設事務所・法律相談センター委員会共催による「多重債務者者対済事業拡大に関する協議会」においても、同様の基準が採択され、その後、全国に展開する法律相談センター、クレサラ相談センター、公設事務所などの処理準則となり、各単位弁護士会、司法書士会における任意整理基準として定められ、まさに、任意整理における全国統一基準となった。この統一基準は、現在では、また、任意整理においても所与の前提として解説されているものである。このように、統一基準は、多重債務者救済に携わってきた多数の関係者の、多年の努力によって確立するにいたった法慣行(規範)なのである。

そして、多重債務に陥っている人が200万人を超し、少なくとも100 0万人を超える消費者金融の利用者がいるといわれる現在、統一基準の有効性 は、ますます高まっている。

このような事情を踏まえ、CFJ自身も従来は統一基準による和解に応じていた。にもかかわらず、CFJは突如態度を豹変し、冒頭に述べた対応をとるにいたっている。CFJは、貸付残高において業界5位の大手消費者金融業者である。そのCFJがひとり和解に応じないために、債務整理の方針が瓦解し、多重債務者の経済的更生を阻害する結果が多数生じ始めている。

また、CFJは、借主側が請求、提訴しない限り過払金返還請求に応じようとせず、僭称支配人による訴訟を追行し、また、いまだに一部取引履歴を開示しないという態度に終始している。

まさに、貸金業者としての、法的・社会的責任を自覚しない態度といわざる をえない。

我々は、改正貸金業法完全施行を間近に控え、多重債務相談が激増することが見込まれるなか、このようなCFJの対応によって、全国的に、多重債務者救済に支障が生じている現状を放置することはできない。

よって、CF」に対して強く抗議するとともに、以下のとおり要求する。

- 1 「統一基準」による和解提案に応じること
- 2 取引履歴の秘匿をやめ、全取引履歴を速やかに開示すること
- 3 返還すべき過払金の減額を求めることをやめ、全額の自主的な返還を行なうこと
- 4 僭称支配人による訴訟追行をやめること

以上

	\mathbf{r}	
-	_	-